

# 令和5年3月第1回定例会

## 新年度予算をはじめ53議案を審議

2月24日から3月17日



**令和4年度 一般会計補正予算 2億5,142万円 増額**  
(総額42億9,046万円)  
**令和5年度 当初予算 37億3,000万円 可決**

令和4年度一般会計補正予算(第9号)の主な歳出は、各種事業の実績による減額のほか、子育て支援策に係る費用等の増額で、全会一致で可決しました。

令和5年度当初予算については、賛成多数で可決しました。

### 令和4年度補正予算(第9号)主な歳出 (▲は減額) 千円以下四捨五入 <可決>

#### 一般会計

##### 【総務課】

##### ○総務費 3億2,485万円

- ・年度末に一時的に不足する財源確保のために繰り替え運用をしたもの(3億円)を財政調整基金に積み戻すとともに、ふるさとづくり寄付金(2,600万円)を基金へ積立
- ・高校生等による地域活動支援事業補助金、役場庁舎整備事業等の各事業精算に伴う減額 (▲115万円)

##### 【民生課】

##### ○社会福祉費 ▲1,797万円 (国県費含む)

- ・国保特別会計への繰出金 (656万円)
- ・後期高齢者医療負担金 (▲1,383万円)
- ・後期高齢者特別会計への繰出金 (▲201万円)
- ・結婚祝い金(10万円/組) (20万円)
- ・コロナ対策生活福祉支援給付事業 (▲395万円)
- ・障害者福祉事業費 (▲523万円)
- ・令和5年度から妊産婦を福祉医療の対象とするためのシステム改修費 (29万円)

##### ○保健衛生費 ▲99万円

- ・ごみ処理に係る費用等

##### 【子育て支援課】

##### ○児童福祉費 23万円 (国県費含む)

- ・多子(3人目以降)出産祝い金 (▲137万円)
- ・妊娠時および出産時(各5万円)の子育て応援給付金 (160万円)

##### 【産業課】

##### ○農業費 ▲1,572万円 (国県費含む)

- ・農地利用最適化活動の実績配分による報酬の増額 (119万円)
- ・農業担い手育成支援事業 (▲119万円)
- ・ファームス木島平に係る改修工事費等 (▲210万円)
- ・米価下落対策に係る補助金 (▲312万円)
- ・食のアドバイザー委託料 (▲120万円)
- ・多面的機能支払交付金事業(▲710万円)
- ・排水機場維持管理事業費等 (▲220万円)

##### ○商工費 ▲1,675万円 (国県費含む)

- ・プレミアム付商品券事業費(▲115万円)
- ・原油高騰対策補助金 (▲582万円)
- ・観光事業に係るウェブサイト作成費等 (▲170万円)
- ・観光施設特別会計繰出金 (▲808万円)

##### 【建設課】

##### ○住宅費 ▲871万円

- ・住宅改修補助金等の実績のほか、中村・稲荷区の耐震改修完了による補助金の減額 (▲757万円)
- ・国土調査事業確定に伴う減額 (▲114万円)

# 議 会

No.252



議会に対するご意見  
をお聞かせください。

電 話

☎0269-82-3111  
(内線170)

E-mail

gikai@vill.kijimadaira.lg.jp

発行：木島平村議会

編集：議会だより編集委員会

**令和4年度補正予算（一般会計以外） <可決>**

**特別会計**

主な財源は一般会計からの繰入れ。

○学校給食 ▲100万円

総額 2,166万円

・食材高騰対策で計画した繰入金の実績による減額

○国民健康保険 2,604万円

総額 5億5,516万円

・給付実績に伴う増額

○観光施設 ▲808万円

総額 1億4,411万円

・修繕工事が完了したことに伴う減額

○後期高齢者医療 ▲165万円

総額 6,052万円

・実績による県への納付金の減額

○介護保険 15万円

総額 6億5,293万円

・給付実績に伴う増額

**水道事業会計**

○総係費 11万円

・電気料

**令和5年度当初予算（予算の概要については、広報2～3ページをご覧ください。） <可決>**

討論、審査意見を36ページに掲載しています。

**条例 <可決>**

◆個人情報保護に関する法律施行条例の制定

◆個人情報保護審査会条例の制定

個人情報保護に関する法律の大幅な改正により、現行の木島平村個人情報保護条例を廃止し、新たに制定をするもの。また、これまでなかった審査会条例についても新規で制定。

◆情報通信施設条例の一部改正

使用料の徴収方法変更（集合税→単独徴収）により、令和5年4月から徴収納期等を改める。住宅等の建て替え等に伴う移転工事について、受益者が負担する上限額を追加。

◆税条例の一部改正

国保法施行令の一部改正により、国保税の課税限度額の引上げ、および低所得者に対する軽減措置の対象となる軽減判定所得の引上げ。

◆国民健康保険条例の一部改正

健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の改正。（40万8,000円→48万8,000円）

◆福祉医療給付金条例の一部改正

少子化対策として、支給対象者に妊産婦を追加し、妊産婦の医療費負担を軽減。

◆印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

◆手数料徴収条例の一部改正

コンビニ交付の導入に伴い、マイナンバーカードを利用し、多機能端末機で住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請が可能となるよう条例を改正。

◆青少年交流研修施設条例の廃止

観光施設民営化に伴いパノラマランド木島平の施設条例を廃止。

◆園地管理センター条例の廃止

観光施設民営化に伴いスキーセンターの施設条例を廃止。

◆高社山麓観光施設条例の一部改正

観光施設民営化に伴いやまびこの丘公園、リフト等を条例から削除。

◆観光交流センター条例の全部改正

指定管理から村の直接管理となるための改正。

◆高社簡易水道条例の一部改正

◆下水道条例の一部改正

◆農業集落排水施設条例の一部改正

上記事業を、発生主義の複式簿記を採用し、経営成績（毎年度の利益・損失）と財政状況（資産・負債等）を明確に把握できる「公営企業会計」へ移行するための一部改正。

今後、配水施設等の老朽化に伴う費用の増大や、人口減少による収入減少により厳しい経営環境が見込まれるため、より経済的な運営を図ることを目的としています。

◆特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正

令和3年から実施している理事者の給与削減を、昨年に引き続き更に1年延長するための改正。（村長20%、副村長・教育長10%の削減）

## 事 件 <可決>

### ◆木島平村クロスカントリー競技場の指定管理者の指定について

- ・施設名称 木島平村クロスカントリー競技場
- ・指定管理者 木島平スキークラブ
- ・指定期間 令和5年4月1日から3年間

### ◆木島平村内山手すき和紙体験の家の指定管理者の指定について

- ・施設名称 木島平村内山手すき和紙体験の家
- ・指定管理者 内山和紙振興会
- ・指定期間 令和5年4月1日から3年間

### ◆木島平やまびこの丘ジュニアサッカー競技場の指定管理者の指定について

- ・施設名称 木島平村やまびこの丘ジュニアサッカー競技場
- ・指定管理者 木島平スキークラブ
- ・指定期間 令和5年4月1日から3年間

#### ※指定管理者とは…

公の施設を管理する団体です。ノウハウのある民間事業者が管理することで、自治体にはない多様なサービスが提供できるようになります。

## 事 件 <可決>

観光施設の民営化に伴い、村の財産を処分すること及び債権の放棄について次の議案が提出され、審査意見を付して、すべて賛成多数で可決しました。

議案採決にあたり、反対議員・賛成議員それぞれ1人ずつ討論をしました。（次ページに掲載）

### ◆議案第55号 財産の処分について

- ・売却する財産
  - 土地：スキー場及びパノラマランド用地
  - 建物：スキーセンター、パノラマランド木島平ほか5棟
  - スキーリフト：6基
  - 償却資産等：ナイター施設ほか10点
- ・売却額 10,000円
- ・売却の相手方 木島平観光株式会社

### ◆議会第56号 財産の処分について

- ・売却する財産 やまびこの丘公園
- ・売却額 3,900,000円
- ・売却の相手方 木島平観光株式会社

### ◆議会第57号 財産の処分について

- ・売却する財産 木島平観光株式会社の株式（1,256株）
- ・売却額 1,026,152円
- ・相手方 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町908 SBCメディカルグループ株式会社  
代表取締役 相川佳之

### ◆議会第58号 債権の放棄について

- ・放棄する債権 長期貸付金貸付け要綱に基づく貸付金
- ・放棄する債権の額 49,346,245円
- ・対象債権の債務者 木島平観光株式会社

## 《賛否の分かれた議案の結果》

議 案	議 員 名						議決結果
	山崎 栄喜	山浦 登	山本 隆樹	勝山 卓	土屋喜久夫	勝山 正	
議案第55号 財産の処分について	○	×	○	○	×	○	可決
議案第56号 財産の処分について	○	×	○	○	○	○	可決
議案第57号 財産の処分について	○	×	○	○	○	○	可決
議案第58号 債権の放棄について	○	×	○	○	○	○	可決
議案第42号 令和5年度木島平村 一般会計予算について	○	×	○	○	○	○	可決

■表の説明：○賛成（起立）・×反対  
（議長は議決に参加しないため、議員名から外しています）



起立採決の様子  
(議案第55号)

## 議案第55号から第58号に対する 反対討論

### 《討論要旨》

私は当初から、観光施設民営化の内容を村民や関係者に十分説明し、理解を得るようにと訴えてきた。しかし、村では説明して進めてきたと言われるが、議決の日を迎えた現在でも、詳しい説明を求める声が上がっている。



山浦 登 議員

譲渡に当たって土地建物が譲渡要件となっているため、対象から除くことはできない。譲渡後、村民の意見・要望が将来的に担保されるには、契約書・協定書・合意書・覚書等、名称問わず文書を取り交わす必要がある。

幸いSBCメディカルグループ株式会社 相川氏、グランスノー奥伊吹 草野氏の両社長は、2月22日の説明会で、事業の方針内容を変更する際は村と相談すると約束された。「万が一、

力不足でギブアップした時は、村の人とどうするか話し合う」「転売は考えていない。勝手に転売することは誓ってもない。」「水源をいじることは考えていない」「皆さんと同じ、長い関係を」と村民の不安を払しょくする明確な姿勢が語られた。

その内容を将来にわたり守り繋げるために合意事項を書面で取り交わすことが重要。そのような合意文書を取り交わす意思が村には見られない。早急に対応するべき。

契約締結を急ぐあまりに、譲渡先の選定や財産処分・債権放棄の手順や手続きに誤りがないかを懸念する。契約締結前に再度確認が必要。

現在の第三セクターによる経営継続が困難な現状を打開し、木島平スキー場を発展させるには、観光施設の民営化は、新たな可能性を秘めた方向と考える。

しかし、契約締結前に明確にし、果たすべき課題があり、現時点では賛成することができない。

## 議案第55号から第58号に対する 賛成討論

### 《討論要旨》

村では、平成5年に地元団体との出資による第三セクター「木島平観光株式会社」を運営会社として設立。スキー場・馬曲温泉など、主要な観光施設の運営管理を行ってきた。



勝山 正 議員

しかし、時代の流れとともに変化していく多様なニーズに合わせた施設改修や、運営面での投資的予算の確保の困難さや、行政での運営手法など効果的な運営は、大変難しい状況であった。

平成21年に答申された「木島平観光(株)運営改革プラン」では、営業面の充実、経費削減対策のほか、上下分離方式による負担軽減対策として、売却済であったリフト等の資産を2億4,800万円で購入戻し、さらに、長期未払金1億9,000万円の債務免除を講じてきたが、根

本的に経営改善には至らず、令和元年の台風19号に始まり、コロナウイルスの蔓延等により経営は一気に危機的な状況に陥った。

村では、地方創生臨時交付金等を活用しながら、経営支援と、施設の維持管理を進めてきた。議会としても、令和2年9月「第三セクターの赤字補てんの貸付や資金投入はしないこと」などを提言し、改めて民営化の流れになった。

今後、老朽化した施設を維持するには、将来に大きな財政負担を残すことに繋がる。また、財政負担が認められなければ、スキー場や観光施設の廃止も懸念される。

民間企業をはじめとして、多くの方達の力を借りながら、これまでにない形で盛り上げていくことにより、村全体の活性化に大いに期待する。

雪国・木島平村の子供たちに少しでも自慢できるスキー場、施設を残していくことが私たちに課せられた使命だと思う。今できる最善策として、民営化に向けた議案に対し賛成とする。

## 令和5年度当初予算に対する 反対討論

### 《討論要旨》 山浦 登 議員

村民の期待と一抹の不安の中で、SBCメディアグループ株式会社と観光施設の譲渡契約が締結、木島平スキー場が再スタートしようとしている。

令和5年度一般会計予算では観光施設民営化に伴い、関連する村の歳出が約7,000万円削減され、関連事業により約1,500万円の歳出増額が見込まれている。

民営化により、スキー場や村の観光産業の発展に多くの期待が寄せられている半面、将来のための契約書を補足する合意文書の取り交わし等、いくつかの懸念される課題があることを考えると、現時点では本事業に関わる予算には、賛成することができない。よって反対の意思を表明し、反対討論とする。

## 令和5年度当初予算に対する 賛成討論

### 《討論要旨》



山本隆樹 議員

電力等物価高騰もあり、厳しい財政環境の中での予算編成。子育て支援、ゼロカーボン、デジタル化、中学校劣化対策工事等が見込まれた。村存続のための最低限の予算と思う。

そして、観光施設民営化に伴う用地確定業務等での出費は伴うものの、来年度に向けて改善されると信じる。今後、財政の大きな負担となっている公共施設の維持管理、老朽化等による修繕、財政負担の軽減を図る施策を示していただきたい。

存続する村づくりへの予算と信じ、活力ある村づくりに期待し賛成討論とする。

## 「令和5年3月議会の審査意見」

委員会に付託された案件について審査し、村に対して次の意見をまとめ対応を求めました。村からの対応は、次回定例会で報告されます。

### 総務民生文教常任委員会

村民の生命・財産を守る使命の行政として、公共福祉を更に進展され、この議案の執行による村民及び村の損失を未来永劫発生させないことに留意されたい。

※議案第55号から第58号に対して



### 予算決算常任委員会

中学校校舎修繕、施設更新に多額の予算が計上されている。公共施設等総合管理計画の計画進行より、実際の人口減少、特に若年者の減少が著しい。予算編成に基金取り崩しを算入している状況が続き、財政のひっ迫は非常事態である。施策の執行に対し、迅速な判断が、将来の村の財政ひっ迫を緩やかにできる可能性が高い。予算執行に当たり、総合的、的確な判断をされたい。

### みなさんからの請願・陳情

受理番号	件名	採決結果	採択としない理由
請願第1号	安心・安全の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書	趣旨採択	大変重要な趣旨であることは理解するが、介護報酬との兼ね合いもあり、意見書の提出はしないこととするため。
陳情第2号	LPGガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書(地方創生臨時交付金の活用)	不採択	交付金の活用については国からも通知があり、生活に関わる対策は国の決定事項であるため。
陳情第3号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	継続審査	国防の問題であり、本議会の権限外の内容ではあるが、空・水・土の安全の保障は重要であるため。

### ◆第三セクター木島平観光株式会社に関する調査について (副委員長 勝山 正)

第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員会の調査が終了したため、次のとおり調査結果を議長に報告し、本特別委員会に付託された調査事務は終結としました。

#### <調査結果>

村長あてへ要請書及び提言書を各1回提出した。

また、令和5年3月第1回定例会における議案第55号から第58号までの議案採決にあたり、本委員会にて調査検討した事項を判断材料に資することとし、採決にあたった。

## 各議員の一般質問の項目

3月8日に、6人の議員が一般質問を行いました。  
質問・答弁の要旨は来月(5月号)の議会だよりに掲載します。

### 1 山浦 登

- ①村長3期目の政治姿勢を問う
- ②令和5年度予算案について
- ③防災対策について
- ④観光施設民営化について
- ⑤小・中学校の学校給食無償化について
- ⑥高齢者の補聴器購入への補助について

### 2 勝山 卓

- ①村民のための村づくりを目指して
- ②観光行政について
- ③農業行政について
- ④新地方公会計について

### 3 土屋喜久夫

- ①村長選挙結果をどう受け止めるか
- ②令和5年度施政方針から
- ③地域コミュニティは維持できるのか
- ④移住定住施策の在り方について

### 4 勝山 正

- ①下高井農林高校の存続について
- ②令和5年度の施政方針について

### 5 山本 隆樹

- ①「にぎやかな過疎村」へ
- ②ジャンプ台施設の今後は

### 6 山崎 栄喜

- ①村長3期目に当たって
- ②ファームス木島平の今後について
- ③移住促進について



## これからの議会の予定

- ・第2回臨時会 (第17期最終)  
4月28日(金)
- ・第3回臨時会 (第18期初議会)  
5月2日(火)
- ・6月議会定例会  
開会日 5月25日(木)

#### 【請願・陳情の受付締切日】

5月10日(水)午後5時

議会事務局へ直接お持ちいただき  
事務局員に説明をお願いします。

### 定例会・臨時会の会議録は、どなたでもご覧いただけます

定例会・臨時会の本会議録は、次の場所・方法で閲覧できます。  
・役場2階の議会事務局での閲覧(平日午前8:30~午後5:15)  
・村公式ウェブサイトでの閲覧

\*3月から村の公式ウェブサイトがリニューアルされました。

[木島平村](#)で検索して、次のように進んでください。

公式ウェブサイト(トップページ下段)の [木島平村議会](#) → [会議録](#)

※3月定例会会議録は、次回定例会までに掲載予定です。

## 議会どろく

No.6

議会用語が分ると  
議会がちょっと  
おもしろくなる!?



### ●討論(とうろん)...

議員が議題の表決の前に、議案等に対して賛成・反対の意見を表明することです。

討論の目的は、単に賛否の意見を明らかにするだけでなく、まだ賛否を決定していない議員に対し、自己の意見に賛同させるとともに、意見の異なる議員を自己の意見に同調させることに、その意義があります。